

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

短期人間ドックの検査費用を助成します

国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、短期人間ドックを受診する場合に費用の一部を助成します。

項目	内容																			
対 象	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者																		
	次の①から⑤に全て該当する方 ①国民健康保険の被保険者 ②年齢が満30歳以上の方 ③国民健康保険税に未納がないこと ④短期人間ドック助成制度を利用してから6か月以上経過していて、同一年度でないこと ⑤同一年度内に特定健康診査を受診していないこと	次の①から⑤に全て該当する方 ①後期高齢者医療制度の被保険者 ②後期高齢者医療保険料に未納がないこと ③短期人間ドック助成制度を利用してから6か月以上経過していて、同一年度でないこと ④同一年度内に特定健康診査と後期高齢者医療健康診査を受診していないこと ⑤同一年度内に国民健康保険の短期人間ドック助成事業を利用していないこと																		
助 成 額	短期人間ドック検査費用額(基本検査+オプション検査)の 70% (限度額は下記のとおり) ※基本項目(既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の検査・身体測定・血圧・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査・その他健康維持に有効な検査)のすべてが含まれている検査を対象とします。 <例>																			
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>検査費用額</td> <td>消費税</td> <td>検査費用額合計</td> <td>町助成額(70%)</td> <td>自己負担額(30%)</td> </tr> <tr> <td>40,000円</td> <td>4,000円</td> <td>44,000円</td> <td style="color: green;">30,800円</td> <td style="color: green;">13,200円</td> </tr> </table> <p>【助成限度額】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>国民健康保険加入者</th> <th>後期高齢者医療制度加入者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東陽病院を利用する場合</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>東陽病院以外の医療機関を利用する場合</td> <td>50,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table>		検査費用額	消費税	検査費用額合計	町助成額(70%)	自己負担額(30%)	40,000円	4,000円	44,000円	30,800円	13,200円		国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者	東陽病院を利用する場合	60,000円	40,000円	東陽病院以外の医療機関を利用する場合	50,000円
検査費用額	消費税	検査費用額合計	町助成額(70%)	自己負担額(30%)																
40,000円	4,000円	44,000円	30,800円	13,200円																
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者																		
東陽病院を利用する場合	60,000円	40,000円																		
東陽病院以外の医療機関を利用する場合	50,000円	30,000円																		
利用方法	契約医療機関	契約医療機関以外																		
	①医療機関に予約(期日・検査内容)する ↓ ②受診日の15日前までに住民課国保年金班で申請する (被保険者証を持参) ↓ ③医療機関に町から送付された利用承認書を提出し、人間ドックを受診、 費用の個人負担額 を支払う 【契約医療機関】 ・東陽病院 ・さんむ医療センター ・浅井病院 ・旭中央病院 ・亀田クリニック健康管理センター ・亀田総合病院附属幕張クリニック ・国際医療福祉大学成田病院 ・井上記念病院	①医療機関に予約(期日・検査内容)する ↓ ②受診日の15日前までに住民課国保年金班で申請する (被保険者証、受診する検査項目がわかるものを持参) ↓ ③医療機関で人間ドックを受診、 費用の全額 を支払う ↓ ④住民課国保年金班に請求書を提出する (利用承認書、領収書、印かん、通帳、人間ドック結果報告書の写しを持参) ↓ 町から助成金を指定口座に振込みます																		